

環境影響評価審査会 新温泉風力発電所部会（第1回） 会議録

- 1 日時：平成30年5月2日（水） 15時45分～17時10分
- 2 場所：兵庫県民会館 303会議室
- 3 議題：（仮称）新温泉風力発電事業に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：服部委員（部会長）、大迫委員、上甫木委員、住友委員、
田中委員、三橋委員
- 5 兵庫県：環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名
水大気課、環境整備課、自然環境課、ビジョン課、但馬県民局環境課
- 6 配付資料：
資料1 環境影響評価方法書 補足説明資料
資料2 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解
- 7 議事概要：

<議題について、事業者から方法書及び資料1により説明。（水環境、動物、植物、生態系、廃棄物）>

〔質疑〕

（委員）

搬入路を含めて切り土、掘削等の計画になっていますが、中里風力発電所というのが比較に値するのでしょうか。何県のどこにあって、山岳地でおなじような搬入路を予定している所を想定しているのか。単に風車の規模だけの計算なのか、そのあたりを教えてください。尾根筋の延長長さで案分しているのでしょうか。

（事業者）

9ページの表は、こういった形で予測した結果を報告します、という体裁のご説明で掲載しております。もう一点のご質問については、ご指摘いただいた点も考慮して、このような予測をとりまとめて、表にまとめていきます。

（委員）

設置場所を詳細に決めていると思います。土量がこれだけ出るということは、一定の搬入ルートも想定されていると思います。ですから、基本計画レベルかもしれませんが、そのような情報はこの方法書の段階で必要なのではないのでしょうか。設置するときには当然平地をつくりますよね。急傾斜のところは法面も発生する。そのあたりは景観への影響も大きいことになる。それは設置場所だけの問題ではなくて、搬入に伴う造成がどのくらい発生するかということが景観的にも問題で、その情報を何らかのレベルで反映しておく必要がある。あとでかなり大きな問題になりそうな、たとえば水質の問題などもあるので、可能であれば、反映していただきたい。

(事業者)

9 ページに記載の数値は、香川県での事例のもので、この数値は本事業とは全く関連性のないものです。あくまでも 9 ページ目はこういった体裁で情報をまとめて、搬入路とかそういったところを反映させて予測した結果をお知らせします、という趣旨で掲載しております。1 ページの図で、ルートであったり、平場の土量であったり、ヤードも含めてこれぐらい土量が出るのではないかというご指摘については、今まさに検討しているところで、概略設計を業者に依頼して作成しているところです。何とか 7 月 8 月にはまとめたいと考えています。委員のご要望のとおり、できるだけ早くまとめられるよう努めていきます。

(委員)

75000 分の 1 だと山の標高などが読み取れないので、もう少し地形がはっきり分かる図面にしていただきたい。この周辺の住宅が建っている場所と風力発電施設との位置関係が読み取れない。そのあたりがはっきりわかるような資料をつくっていただきたい。

(事業者)

ご意見いただいたように、縮尺については現状の 75000 分の 1 よりもより明確にわかるようなサイズ感でまずルートをお示しして、かつ土量を計算してお示しできるようにしたいと思います。

(委員)

補足説明資料の図 1 に番号が入っていますが、これが今の仮の風車の場所と考えてよいのか。風車の位置と住宅がどのくらい離れているのかをしっかりと見たいので、できれば風車の範囲を A4 位に拡大して、住宅の位置が分かるればある程度の距離の目安がつかえます。75000 分の 1 では少し分かりにくい。25000 分の 1 などのレベルの地図にしてください、少し見やすくしてほしい。方法書の 279 ページと 280 ページに騒音の測定点と距離が記載されていますが、この距離は、先ほどの図 1 を想定した風力発電施設の位置との距離ということでよいでしょうか。

(事業者)

280 ページの図は、この点ではなく、あくまで設置想定ラインで一番近い距離ということで書いている。280 ページの距離より近くなることはないと思いますが、拡大図面につきましては、風車の配置を書かせていただきましたので、それとの距離を出した方が良いですか。

(委員)

はい。

(事業者)

それを次回出させていただきます。

(委員)

方法書の 338 ページに知事意見と事業者の見解がありますが、(4)の動物・植物・生態系のところで配慮書に対して答申を書きました。問題になっているのが、「計画地はおそらく影響の少ない場所である」という事業者側の見解が非常に不十分、おそらく間違っている、という見解を私は持っています。実際に生息しているだけでなく、その行動範囲が 16km に及ぶ場合もあります。もうひとつは、あまり調査されていませんが、若鳥

がどんどん入ってきている。動物の場合は、世代がきちんと変わらないと種を保存できない。若鳥についての見解は専門家の方からはなかったのでしょうか。それがないと種や命はつながらない。そういうことを考えると、今の計画地は非常にイヌワシにとって危険であるということが十分言えると思っている。それを是非くみ取っていただいて、計画の再考ということまで含めて、この配慮書への意見の意味するところをぜひ考えていただきたい。

(部会長)

338 ページで兵庫県知事意見に対して事業者の見解があり、もう少し細かい説明があるのかと思っていたが、この見解の字数が非常に少なく、どう理解してよいかわからない。また、255 ページあたりに専門家等からの意見の概要に書かれていることをみると、イヌワシだけ取り上げてみても「イヌワシはここに生息していない」「問題はない」という書き方がされている。そうであれば、こちらの意見が全て 100%正しいことはないと思うので、それに対してどうなのかということを資料を基に書かないと、すれ違ってしまっている。方法書に書かれているこの部分は、最初の段階から変わっていない感じがする。こちらの見解に対してどうなのかという、そこはいかがでしょうか。

(事業者)

基本的に当地域にイヌワシが全く飛んでこないという想定はしていない。逆に飛んでくる可能性があるというのを、クマタカも含めて、生息している可能性があるというように捉えていますし、それを踏まえて現地調査の計画や、現地調査結果をふまえて今後事業計画を検討していきたい。ただ今の段階で、我々もまだ現地調査を詳細に実施していませんし、そういう具体的なデータに関して情報提供が有識者からあったわけでもないで、どこにどれくらいの頻度で来るというのが手元に無い状態です。これをまさに方法書で示させていただいている内容で調査を実施して、今後準備書等で予測していきたいと考えております。

(部会長)

専門家からの意見の聴取のときに、県からこういう意見が出た、それに対してどう考えたらいいのでしょうかという見解がこの中に少しでも出てくるのかと思っていたのですが、肩すかしのようには書いていない。専門家でも調査しなければ分からないというのは当たり前なことなのですが、それでは県の言ったことに対してどうすればよいのかは、事業者が専門家に情報を与えない限り答えようがない。例えば、255 ページで博物館職員が答えていますが、こちら側の意見に対して答えた内容になっているかもわからない。情報を与えたうえで専門家の意見を聴かないと分からないと思うが、どうでしょうか。

(事業者)

ご指摘いただいたのはその通りだと思う。我々の有識者のヒアリングの際には、配慮書に対する意見も含めて説明したうえで、このようなご意見をいただいた。

(部会長)

例えば、イヌワシの衝突事例が確認されているということがきちんと書かれている。そのような事例も含めて、そういう情報がどれだけあるということも含めて、情報をきちんと集めていただきたい。知事意見に対してどう答えるかということが一番大きな問題であり、今後の調査のなかで検討していただきたい。

(委員)

方法書 338 ページに対して理解がなされている、調査が必要ということでこの方法書が作られているという理解にたった上で分からないのが、7 ページの鳥類調査地点の視野範囲で確認できないところに、風力発電機の設置予定地がある。これは大丈夫なのですか。徹底的にそこを調べるというのが本来の調査方法ではないのですか。

(事業者)

確かに見えない範囲は確実に存在します。定点では確認しきれませんので、移動しながら確認するとか歩き回りながら確認するというのが必要になってくると思います。定点はここに置きつつ、全体の生息状況を把握しながら、見えていない範囲というのも今後調査を進めながら、調査地点や調査方法を変えながら適宜把握していきたいと考えています。

(委員)

全部見えるように定点を足せばいいのではないですか。

基本的に、方法書の中に知事意見に対して対応する評価の方法が書かれていないのは致命的だと思います。猛禽類をどう評価するかということがほとんど書かれていない。評価の方法については、NEDO も出しているし、環境省も出しているし、技術ガイドも出ているにも関わらず、評価の方法が書かれていなくて、どんな調査をするかは書かれている。評価をどうするかを決めてから、調査の方法があるはずなのに、評価方法は技術ガイドを参照して書いてあるわけでもなく、調査の方法だけで、しかも全ての範囲の視野が得られない。これは到達点を決めずにとりあえずやってみる、でも不備はいっぱいある、けど適切にやります、という書き方になっている。これは完全に手続として不適切だと指摘される方がいるかもしれない。

それに加えて、搬入路の問題、ひょっとして風車で改変する面積よりもはるかに量が多くなる可能性がある。これは配慮書の段階で計画熟度が低い場合はオミットできるが、アセス自体がコミュニケーションツールとなっている以上、方法書での改変する量よりも、2 倍とかになったときに根本的に問題があるのではないか。

アセス自体が環境保全の実質性を担保するものではないので、影響が大きくても風力が地域にメリットがあればやればいいことですが、どんな影響があるかということをしつかりと出すための手続としては、今の状態では不備があると思います。

どう考えても風車の改変面積よりもはるかに大きい搬入路が造られ、搬入路が長さ 2 倍になると土砂を捨てる場所がいるということです。道路含めて周辺で土木工事を沢山していますから、土砂を捨てられる場所は兵庫県の中で限定されています。

環境評価の技術ガイドの中に書かれていますから、トータルでもっと分かるようにして、例えば量が多かったとしても、それに見合ったどんな評価をするかを考え、そのうえで猛禽類の調査などももう少し広い範囲でやるとか密にやるとかを決めるのが方法書の役割だと思います。影響が大きいか小さいかではなく、手続に欠陥があるというのが印象です。良い機会ですので修正していき、道路を作ったら段差が多い川が良くなってオオサンショウウオの生息場ができるかもしれないし、いいことだってあるかもしれない。そこを根本的に改善していただくのがいいと思います。

まだ時間があるので、知事意見に対してこのような方法で評価するというのを、上

山高原も含めて広域の生息適地解析をして、そのうえでここは影響が小さいとか、そういう方法を書いて下さい。どこで調査するかというのはそれが決まってからだと思う。その趣旨は法改正の時の基本的事項に書かれていますから、それに従ってこの場に適した方法でやっていただくのが良い。

(事業者)

ご指摘いただいた点につきましては、もっともだと思う。まずできるだけ早く想定の入力ルートであるとか、土量であるとか、場所の特定など、今の時点での概略にはなりませんが基本的な情報をまとめたうえで、それに見合った適切な評価の仕方を、たとえば今回お示した場所だけではなくて実際に合ったかたちで適切な修正を加えながら、進めて行きたいと考えています。今ご指摘いただいた点は、しっかりと意識しながら取り組んで参ります。

(事業者)

ご意見いただいたことはその通りだと思う。具体的に方法書に書き込まれている内容が、表面的というか浅いというか具体的にどういうことをしてどのように評価するということまで書き込んでいないというのが実情だと思う。そこを含めて、補足説明資料で出させていただいておりますが、資料にまとめて次回以降の部会で見ただけであればと思っています。

(委員)

考えられるのは、辺野古などのように方法書は方法書として置いておいて、それに追加で、「こういった意見をもらった。追加の考慮事項というのは自主アセス的に書類を用意してこうやりました」というのがひとつ。もう一つは、方法書手続からもう一回やり直す。後者はなかなかあり得ないと思いますけど、しっかりやっていたかかないと、風力でもめている要因の一つは、事業時の土量と準備書の時と違いすぎるというコメントがすごく多く、これは首長意見として出ている。事後にシャドウフリッカーなどで訴訟があったときに、指摘があったのに放置していたとなれば事業者として困ると思う。事前措置として、追加ですることを縦覧できる形を出していただいたら、その溝は埋まると思う。どんな評価をするのかというのを踏まえて方法があるというのは、少しでも反映させていただけたらと思う。

(委員)

要約書の 7 ページの所に風力発電機の外形図(予定)とあり、基礎構造は今後の地質調査の結果を踏まえて検討するとなっていますが、これまでいくつも建ててらっしゃることですから、よくあるタイプの基礎の状態とか、平場がどれくらい少なくとも必要とかいうのはそれなりに分かるのではないかと。そういうものは出せないのでしょうか。

(事業者)

今取り組んでいるアクセスルートとか選定であるとか点でお示した設置場所とか平場とか改変面積とかを仰っているのだと思うが、そういったものを 75000 よりも見やすい縮尺で基本図的なものをお示しできるよう取り組んでまいりますので、ご要望のものはあるのではないかと思います。

(委員)

小型サンショウウオはこの周辺の溪流にたくさんいて、山陰道のアセスメントでもヒ

ダサンショウウオなどたくさん出ています。山陰道のアセスでは、影響は軽微とあったが、事後調査をしたら全滅しております。累積影響としては、この地域全体として考えなければならないので、回避できるところについては回避していただければ良い。風車そのものにより、サンショウウオの水場がそう変わるとは思わないが、特に搬入路に関しては配慮いただきたい。累積影響というところで山陰道がありますし、周りもいくつか案件がありますので気にしておいていただければと思う。

<議題について、事業者から資料2により説明。>

(委員)

かなり住民の方が不安をお持ちで、反対する意見も多いという状況だったと思う。その不安を払拭するべく回答されているとは思いますが、なかなか皆さんが安心できない回答ばかりならんでいるという気がする。説明のなかで「可能な限り」「極力」という言葉が使われたが、それは信用できない言葉である。可能な限りだったら誰でもできるということで、その言葉が出ているということは、不安に思っていることをきちんと払拭してくれないだろうな、という気持ちが変わらないと思う。不安を感じる、反対する意見が多いということをやむを得ず肝に銘じていただきたいと思う。

(委員)

風力発電に係る騒音と低周波音に対する住民のご意見として健康影響が結構出ている。騒音分野の観点から言うと、騒音のレベルと健康影響、低周波音レベルと人間の健康影響というのは、このレベルでは問題ない。だけど、これだけの住民の方がご意見を言われている。また、県内の他地域の風力発電事業では、周辺住民の方が非常に健康影響を訴えられた事例がある。実際のレベルは騒音も低周波音も低い。

そこを考えると回答の中で、そういう騒音の学会での知見をしっかりと述べられて、健康影響というのはこういう意味で出るかもしれないし又は出ないなど、どちらかはっきりさせていただいた答えをここに書いていただいた方が良いと思う。

(委員)

熊谷などツキノワグマがたくさんいる地域だと思う。これにどういう影響するか私にはわからないが、海外の最近の研究では、ほ乳類や鳥類に対して低周波が6kmくらい影響するとしている報告もある。それを避けて熊が集落に出るとか、どう評価するのかというのは難しいですが、現状の熊の確認というのは新たに調査するまでもなく、おそらく県の森林動物センターが把握していますので、それを踏まえて事後調査で対応できるようにしておけば良いのではと思う。詳しいことは専門の委員にきいてください。

(委員)

緑条例の景観形成区域についてだが、今後協議を行うと書いているが、事前協議や感触を聞くなどそういうことはまだ全然されていないのでしょうか。

(事業者)

現時点ではありません。

(委員)

条例の内容について確認されているのか。

(事業者)

書面では手元にあるがまだはつきり確認していません。

(委員)

結構重要なことではないかと思うので、早めに協議しておくべき。

(事業者)

承知しました。

(委員)

県意見に対する事業者回答は、もっと書きようがあるのではないか。あまり斟酌せず何か一般的なことを回答されているような気がする。事業者の回答の仕方というのも考えてほしい。

(部会長)

全く同じ。先ほど道路に関して土量の問題が出ていたが、配慮書から方法書、準備書に至るなかで変更したり改定したり修正したりすることはできると思うが、その配慮書の中に書かれていることに対してこちらが意見を言ったことに対して、きちんと答えていないというのは、どうにもならない。方法書に対する意見を出したところでまた同じようなことになってしまう。それはきちんと答えなければならない。

一番問題なのはイヌワシの問題である。イヌワシをどうとらえるか。イヌワシのことについて専門家の意見を聴いていると、そのイヌワシがあまり関係ないという意見が前回の配慮書でも出ているが今回も出ている。しかも、84 ページでこの地域の生態系の最上位に何を置いているかという、オオタカ、ノスリ、クマタカとなっており、イヌワシを入れていない。明らかにここの生態系に関しては、イヌワシはほとんど問題ないという前提にたつた組み立て方になっている。さきほど後でイヌワシを入れるということを言われましたが、本来イヌワシに問題があればイヌワシを入れないといけなのに、イヌワシを除いているのは意図的にイヌワシに問題がないということにしている。そういう見解があってもそれは当然であり、そういう情報を集めて、16km も飛ばない、この海拔だったらこうとか、そういう情報を通してイヌワシの問題はないので、ここは最上位にクマタカをおいたというならわかるが、そこを飛ばしてしまっ、いきなりイヌワシに問題はないような形で調査はやりますということになっている。最初の配慮書に対する意見に対して、しっかりと答える必要があると思う。

(委員)

搬入路について、一番影響を受けるのは川ですので、お願いします。

(事業者)

方法書の3回の説明会の中では賛成してくださる住民の方もいらっしゃいました。そこには期待されている部分もあったと思う。その場で何をどう期待されているのかは伺うことはいたしませんでしたが、そういった意見もあることは事実です。一方で、ここでお示しされているような意見もあったことも事実です。

方法書に関して法的にはこの3回だけで一区切りはつけましたけれども、その説明会

で申し上げたのは、今となっては時期が遅れてしまいましたが、5月くらいにはより細かく説明会を行ってまいりたいと考えておりますとご説明申し上げました。時期が遅れていますが、まずは対象の17地区と想定している区長様と相談した上で区割りであるとか日時場所をお伺いしながら説明会の場を設定してしっかりと丁寧に説明していきたいと思っています。

もう一点は皆様からご指摘いただきました基本的な姿勢ですが、ご指摘いただいた点はしっかりと認識しながら改められるところは改めてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(部会長)

我々も手続で進めていますので、それが順番に則っていないと何をやったのかわからないということになるので、是非ともよろしくお願いいたします。

以上